

## 令和5年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月31日（火曜日） 議事開始 午前 8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 園田 義保 福迫 久利  
津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子 吉留 律子  
土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子 高谷 千代子  
杉元 義男 中津 ゆみ子 増田 賢造

### 欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 西田 保子 宮田 吉人

### 事務局職員

|           |       |         |        |
|-----------|-------|---------|--------|
| 事務局長      | 押川 国智 | 事務局長補佐  | 大田黒 元  |
| 農地調整係長    | 塩入 友之 | 農地調整係主査 | 大園 あけみ |
| 農地調整係主任主事 | 馬越脇 浩 | 農地調整係主事 | 佐藤 純大  |

## 議

## 題

- 報告第22号 農地等の合意解約について
- 報告第23号 農用地利用配分計画について
- 報告第24号 農地法第5条の規定による許可書の返戻について
- 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第49号 農用地利用集積計画について
- 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第51号 非農地証明願いについて
- 議案第52号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第53号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
- 議案第54号 農業振興地域整備計画変更の協議について

事務局長

それではただいまから令和5年1月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長

【あいさつ・・・】

尾山議長

次に委員の出席状況を報告いたします。宮田委員と西田委員より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員15名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、岩屋委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第22号から報告第24号及び議案第48号から議案第54号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

尾山議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第22号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第22号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は15件でございます。

2ページをご覧ください。令和5年1月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番及び2番は、耕作者が経営規模を縮小するため、解約するものです。

整理番号3番から10番までは、耕作者変更のため解約するものです。

整理番号13番は、農地法第5条による農地転用のため解約するものです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第23号「農用地利用配分計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

報告第23号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。

4ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和5年1月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計10件、73筆、56,036㎡となっております。詳細につきましては、5ページから13ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の返戻について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

14ページ、報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の返戻について」ご説明いたします。今月の返戻申出件数は1件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。15ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字浦、畑1筆、1,623㎡、転用目的は作業場、資材置場となっております。許可書返戻の理由については記載のとおりとなります。

以上、ご報告致します。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転14件、貸借4件、合計18件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

初めに、所有権移転について、ご説明いたします。整理番号1番、17ページになります。畑1筆、919㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、774㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。なお、譲受人の現在の経営面積は、3,885㎡ですが、1番の農地とこの2番の農地とあわせ、別段面積の50アールに達することとなります。

整理番号3番、次の18ページまでになります。田2筆、661㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、1,002㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、次の19ページまでになります。田2筆、638.29㎡、畑2筆359㎡、計4筆、997.29㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、空き家に付属の農地です。

整理番号6番、次の20ページまでになります。田1筆、333㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田1筆、5, 134㎡の売買です。価格は10アール当たり〇〇円です。

整理番号8番、次の21ページまでになります。田6筆、4, 537㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、溝添委員の掘起しです。

整理番号9番、次の22ページです。田2筆、2, 826㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、溝添委員の掘起しです。

整理番号10番、畑1筆、844㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、23ページです。田1筆、1, 167㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号12番、次の24ページまでになります。田4筆、14, 385㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。譲受人は、市外在住ですが、空き家バンク登録の空き家を購入し、新規就農する計画であります。

整理番号13番、田1筆、603㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。譲受人は、12番と同一人です。

整理番号14番、次の25ページまでになります。田1筆、1, 053㎡、畑1筆241㎡、計2筆、1, 294㎡の贈与です。

続きまして、貸借について説明いたします。26ページになります。

整理番号1番、田1筆、2, 766㎡の賃貸借です。

整理番号2番、33ページまでになります。田14筆、12, 664㎡、畑16筆、6, 173㎡、計30筆、18, 837㎡の使用貸借です。

整理番号3番、次の34ページまでになります。田2筆、3, 073㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、921㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、

貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

以上、所有権移転14件、貸借4件、合計18件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第48号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番と2番の土地および申請人「受人」の報告を田上委員に申し上げます。

田上委員

議長。

尾山議長

田上委員。

田上委員

整理番号1番と2番について報告いたします。渡人はご兄弟です。申請地は〇〇自治会内で基盤整備はされておりませんが隣接している農地と1枚にしてあって約2反の形状の良い畑です。現在は作付けされておりませんが除草されており整備されておりました。

受人の営農状況についてですが、兼業農家で水田と露地野菜を作っておられます。地域との調和については、兼業ですが所有農地の管理も行き届いており問題ないかと思えます。皆様のご審議方申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号3番の土地を宮田委員にお願いしていましたが、本日欠席のため、申請人「受人」と併せて事務局に申し上げます。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号3番の農地について、宮田委員の調査報告を代読します。

申請農地は、〇〇自治会にあり、基盤整備されておりませんが、農地の形状は良好であります。農地の周辺は水田であり、日照、接道、用排水は良好であります。農地の状況として、作付けはされていませんでした。以上、代読により報告いたします。

譲受人が市外のため、事務局から報告します。

受人の職業は農業で、市内の親族が経営する大規模な稲作主体の農家世帯で就農しています。その経営責任者の孫にあたり、現在のところ後継者はいませんが、何事に対しても活動的に従事されています。

地域との調和に関しては、積極的に活動されていると伺っており、農薬散布については、周辺の方々と調和を図るとのことでしたので、特に問題はないと思います。

尾山議長

次に、整理番号4番の土地を伊地知委員に、申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。まずは、伊地知委員にお願いします。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

整理番号4番の申請農地について報告します。農地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇の〇〇の隣に位置しています。基盤整備はしてありません。接道、日照、用排水についてはまあまあといったところですが、用排水はあまり良くないといった話も聞きました。以上報告いたします。

尾山議長

次に、事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

譲受人が市外のため、事務局から報告します。

受人の職業は農業で、市内の親族が経営する大規模な稲作主体の農家世帯で就農しています。その経営責任者の子にあたり、後継者もおられ、何事に対しても活動的に従事されています。

地域との調和に関しては、積極的に活動されていると伺っており、農薬散布については、周辺の方々と調和を図るとのことでしたので、特に問題はないと思います。

尾山議長

次に、整理番号5番の土地を杉元委員に、申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。まずは、杉元委員にお願いします。



杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 申請農地4筆について報告いたします。申請農地は〇〇の北側にあります。田2筆については形状も良く、日照、接道、用排水も良好です。畑2筆は不整形で、日照、排水は良好ですが、接道がありません。現在は耕運がされております。以上報告いたします。

尾山議長 次に、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 受人は、空き家及び空き家に付属した農地を購入し、えびの市へ移住されたものです。申請農地の田は、これまで同様、水稻栽培し、また、畑については、露地栽培する予定であります。後継者もおられます。地域との調和については、共同作業など周囲への取組にも参加するとの事ですので、何ら問題ないと判断します。

尾山議長 次に、整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号6番について説明いたします。〇〇地区にあります。基盤整備はされておられません。農地の形状はあまり良くありません。周辺一帯は田、宅地が広がっています。日照、接道、用排水は特に問題ありません。作付け状況は、現在までは飼料作物を作っておられました。受人が今まで使用貸借で作っておられて、受人の農地に囲まれるようなところに位置します。出入口がない農地でございました。

受人は当該農地の隣に家を構えていらっしゃいます。営農状況は稲作の専業農家でございます。牛の育成をやられていましたが、高齢のため現在はやっておりません。後継者は孫がいますがまだ一緒に事業はされておられません。取得後は今まで通り飼料作物等をやっていくと

の事でございます。畦畔管理、地域との調和も良好です。

価格の修正がありましたが、司法書士との食い違いがあったみたいです。特に問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

尾山議長

次に、整理番号7番の土地を津口委員に、申請人「受人」の報告を土器委員に願ひします。まずは津口委員に願ひします。

津口委員

議長。

尾山議長

津口委員。

津口委員

整理番号7番の農地1筆についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備が行われた水田で今後も水田として耕作される予定です。日照、接道、用排水は良好です。以上報告します。

尾山議長

次に土器委員に願ひします。

土器委員

議長。

尾山議長

土器委員。

土器委員

整理番号7番の受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会におり、専業農家で糶摺り、乾燥もされている方で後継者もおられまして、耕地面積を増やされているところです。取得後は田で、畦畔管理は良好、地域との調和も良いです。以上です。

尾山議長

次に、整理番号8番と9番の土地及び申請人「受人」の報告を溝添委員に願ひします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号8, 9番の農地について説明します。申請地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇公民館から南側に600m行ったところです。基盤整備はされておりません。農地はきれいに耕運されています。周辺一帯は水田です。日照、接道、用排水は良好です。

続きまして受人の状況について報告します。受人は〇〇自治会にい

らっしゃいます。営農状況は稲作主体の専業農家です。後継者もいらっしゃいます。渡人との関係は親戚であります。地域との調和については、周辺の農家の方と協力していきたいとの事です。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号10番の土地及び申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

尾山議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号10番の農地、受人について報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇公民館から南側に500メートルのところ、受人の住宅敷地内のところです。基盤整備はされていません。農地はきれいに整地されています。周辺一帯は畑で北側に住宅があります。日照、接道、用排水は良好です。

続きまして受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は兼業農家で、後継者はまだ小さいですがいるとの事です。渡人との関係は知人であります。これからはブロッコリー、ほうれん草などの野菜を作付けされるとの事です。地域との調和については周辺農家に迷惑を掛けないように努力していきたいとの事でした。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に整理番号11番の土地を岩屋委員にお願いします。申請人「受人」は、所有権移転整理番号7番と同一人物のため省略します。

岩屋委員

議長。

尾山議長

岩屋委員。

岩屋委員

整理番号11番の農地について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。〇〇の南側にあり、基盤整備済みの水田地帯で申請農地の形状は細長いです。日照、接道、用排水は良好です。今は稲作のあときれいに耕起されていました。以上報告します。

尾山議長

次に、整理番号12番と13番の土地を伊地知委員に、申請人「受

人」の報告を事務局にお願いします。まず伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号12番の申請農地について報告します。農地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇の中間の〇〇の所から200メートル東に行ってそれからまた右に曲がって50メートルくらいのところに位置します。基盤整備はしてありません。接道、日照、用排水については良くありません。以上報告いたします。

13番の農地について説明します。12番の農地と隣接しております。状況は12番と一緒にあまり良くありません。よろしくお願ひします。以上報告します。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 受人は、空き家及び空き家に付属した農地を購入し、えびの市へ移住されたものです。

申請農地の田は休耕地ではありますが、取得後は水稻栽培する予定であるため、周辺地域への影響は特になく、問題ないと判断します。また、既に就農するにあたり一式の農機具も取得済みであります。

尾山議長 次に、整理番号14番の土地、字〇〇を山口委員に、字〇〇を赤川委員に、申請人「受人」の報告を田中委員にお願いします。まずは、字〇〇を山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 整理番号14番の農地について報告いたします。〇〇から東に約500メートル行き、〇〇から〇〇に向かったところにあります。〇〇自治会内です。基盤整備はされており、〇〇土地改良区管内でございまして、多面的機能支払制度によりまして、10年間にわたり整備さ

れている場所であります。接道、日照、用排水全て良好です。周辺一帯も水田で問題ないところです。以上報告いたします。

尾山議長 次に、字〇〇を赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号14番の畑1筆について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は住宅地で、その住宅地に囲まれた形状の良い畑です。日照、接道用排水は良好です。畑にはいろいろな種類の野菜が植えてありました。皆様のご審議よろしくお願いします。

尾山議長 次に、譲受人について田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 整理番号14番の受人について報告いたします。受人は〇〇自治会内に住まれていて、渡人はおじさんとの事でした。申請地の田畑は2年前から管理されており、今は退職されたご主人も一緒に管理されているとの事です。このような状況で今回贈与となりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

尾山議長 次に貸借整理番号1番の土地及び、申請人「受人」を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号1番について報告いたします。申請農地は〇〇地区で、〇〇の西側にあり、〇〇より北側に接した1枚の水田です。基盤整備された水田地帯の一角で、形状も良く、日照、接道、用排水も良好です。

受人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。就農される前までは〇〇におられたそうです。今のところ後継者はおられませんが、営農に一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており問題ないと判断いたします。以上、よろしくお願いします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地、大字〇〇を赤川委員に、大字〇〇を  
中津委員に、申請人「受人」を栗下委員にお願いします。まずは、大  
字〇〇を赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号2番の農地について報告します。申請地は〇〇自治会内に  
あります。周辺は山林と水田に囲まれた傾斜のある細長い長方形の農  
地です。日照、接道、用排水は良好です。鹿などの進入を防ぐために  
防護柵が張り巡らされていました。作付けはされていなくて草が生え  
ていました。以上報告します。

尾山議長 次に、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 整理番号2番の計29筆について報告します。申請農地は〇〇自治  
会内にあります。水田が13か所、畑が16か所ありました。全て耕  
起してありました。基盤整備済みで周辺は水田、畑地帯です。日照、  
接道、用排水は良好です。以上報告します。

尾山議長 次に、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号2番の受人の状況について報告いたします。受人は〇〇の  
一員で稲作主体の専業農家です。後継者もおります。後継者は〇〇と  
農業を営んでおります。所有農地の管理も行き届いており、何ら問題  
はないと判断いたしました。以上報告いたします。

尾山議長 次に貸借整理番号3番と4番の土地及び申請人「受人」の報告を田  
中委員にお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員

整理番号3番について報告します。申請地は〇〇自治会内にあり、受人と渡人は同じ自治会内でこれまで借りていた人が急に亡くなられたので、後を借りる人がいないかという事で受人に依頼がありました。日照、接道、用排水は最高に良好です。皆様のご審議をよろしくお願いします。

続けて4番について報告します。申請地は3番と同じ場所です。受人、渡人の状況、農地の状況も3番と同様でございます。以上よろしくお願いします。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計18件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第48号の審議に入ります。

33ページから34ページ、貸借整理番号3番と4番の譲受人は、竹下会長代理であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき竹下会長代理の退席を求めて審議します。竹下会長代理の退席をお願いします。

(竹下会長代理退席)

尾山議長

それでは、貸借 整理番号3番と4番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。貸借 整理番号3番と4番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。竹下会長代理の退席を解きます。

(竹下会長代理着席)

尾山議長

それでは、貸借 整理番号3番と4番を除く、議案第48号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。貸借 整理番号3番と4番を除く、議案第48号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

ここでしばらく休憩いたします。午前10時再開します。

(休憩)

尾山議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第49号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

35ページ、議案第49号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転2件、利用権設定15件、合計17件となっております。

利用権設定のうち、農地中間管理事業は9件となっております。



申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。36ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、682㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは備考欄に記載のとおり伊地知委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、1,528㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。

使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

37ページです。整理番号1番、田5筆、11,848㎡の賃貸借です。

38ページです。整理番号2番、田2筆、985㎡の賃貸借です。

39ページです。整理番号3番、田2筆、989㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、1,915㎡の賃貸借です。

40ページです。整理番号5番、田2筆、畑2筆、計4筆、6,422㎡の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり稲田委員の掘起しです。

整理番号6番、田3筆、6,591㎡の賃貸借です。

整理番号7番、42ページから45ページです。田12筆、18,999㎡の使用貸借です。

整理番号8番から15番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号8番、畑1筆、1, 019㎡の賃貸借です。

整理番号9番、45から46ページです。田3筆、3, 229㎡の賃貸借です。

整理番号10番 46ページから47ページです。畑4筆、19, 532㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、1, 079㎡の賃貸借です。

48ページです。整理番号12番、田1筆、1, 230㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、1, 264㎡の賃貸借です。

整理番号14番、48ページから49ページです。田4筆、6, 289㎡の賃貸借です。

50ページです。整理番号15番、畑1筆、1, 623㎡の賃貸借です。こちらは備考欄に記載のとおり5条許可返戻No.1関連です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第49号の審議に入ります。

36ページ、所有権移転整理番号1番の譲受人は、吉田委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

尾山議長

それでは、所有権移転整理番号1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。所有権移転整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。  
(吉田委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番号1番を除く、議案第49号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。  
(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。所有権移転整理番号1番を除く、議案第49号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第49号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

尾山議長 次に議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第51号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 51ページ、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は3件です。  
申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。52ページをお開きください。  
整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、全体面積15,034㎡のうち1,385㎡を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は貸借権です。工事期間は許可日から令和5年3月31日までと

なっています。事業費につきましては、土地賃借費20年間で〇〇円、建設費及び諸費用〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。雨水につきましては、地下浸透にて処理します。

続きまして整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、1,067㎡を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和5年4月15日から令和5年6月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、機材工事費〇〇円、諸費用〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金で対応されます。雨水につきましては、地下浸透にて処理します。

続きまして整理番号3番、場所は大字〇〇、畑1筆、416㎡を資材置場として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和5年3月10日から令和5年4月30日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金で対応されます。造成費に関しましては自己労力により対応されます。雨水につきましては、地下浸透にて処理します。

次に、53ページ、議案第51号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。54ページから56ページになります。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、田1筆、畑16筆、計17筆、6,659㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第50号から第51号については、1月30日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

下原第1小委員長  
議長

議長。

下原第1小委員長。

下原第1小委員長

それでは、第1小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、1月30日に委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条3件、非農地証明願い1件、計4件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第50号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。

譲受人は〇〇市内で太陽光発電業等を営んでおり、今回、当市で売電事業をしたく候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北西に約2キロのところに位置します。申請地の状況は、四方を山林及び原野に囲まれています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番についてご説明いたします。

譲受人は〇〇市で太陽光発電業等を営んでおり、今回、当市で売電事業をしたく候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約100mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は農地、東側は水路、西側は宅地に接しています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。

申請人は、資材置場を確保したく、候補地を探していたところ、譲渡人の了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北西側約400mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、南側、東側、西側は農道に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。5条申請は以上となります。

続きまして、議案第51号、非農地証明願いについてご説明いたします。整理番号1番につきましては市の公用車では行くことが出来ま

せんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条3件、非農地証明願い1件、計4件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長  
事務局  
議長  
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第50号から第51号の計4件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第50号と議案第51号に対する第1小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第50号と議案第51号は、原案のとおり承認することに賛成

の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第50号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第51号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第52号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」と議案第53号「引き続き特定貸し付けを行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

議案第52号及び議案第53号についてご説明いたします。

内容の前に制度について概略ご説明いたします。

生前一括贈与に係る納税猶予の制度は、農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度で、贈与する者が、農地の全部を、農業後継者である推定相続人に贈与した場合に、贈与を受けた農地について、後継者が農業を営んでいる限り、贈与税が猶予され、いずれかが死亡した時に贈与税が免除となる制度です。

当該証明書は、生前一括贈与に係る納税猶予を受けるために、3年に1度、税務署に提出する書類で、農業委員会より「農業経営を引き続き行っている旨の証明書」を発行しなければならないため、本日の議案で審議していただくものです。

それでは、57ページをご覧ください。議案第52号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」、今回の証明願いの件数は2件で、継続の案件でございます。

59ページをご覧ください。議案第53号「引き続き特定貸し付けを行っている旨の証明について」、証明願いの件数は1件で新規の案件でございます。

納税猶予を受けた後継者が、農地中間管理機構等を通じて利用権設

定をする場合には納税猶予の対象で特定貸付となります。

本総会決定後は申出者に証明書を発行いたしまして、小林税務署で納税猶予の手続きを行っていただくこととなります。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第52号と議案第53号については、各担当委員が営農状況を確認しております。

まず、議案第52号、整理番号1番について、岩屋委員にお願いします。

岩屋委員

議長。

尾山議長

岩屋委員。

岩屋委員

受贈者は現在稲作主体の兼業農家です。贈与を受けた農地について引き続き農業経営を行っていることから、今回の証明について何ら問題ないと報告します。

尾山議長

次に、整理番号2番については、議案第53号、整理番号1番と関連があるため、併せて事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

納税猶予対象者は〇〇市在住で、農地中間管理事業で、令和2年から貸付けを行っており、事務局で対象農地の確認に行きましたが、耕作者の自宅近くに農地があり、適正に管理されておりましたので、今回の証明について何ら問題ないことを報告します。以上、ご審議方よろしくお願いします。

尾山議長

委員及び事務局の説明が終わりました。これより議案第52号と議案第53号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号「引き続き農業経営を行っている旨を証明することについて」と議案第53号「引き続き特定貸し付けを行って



いる旨を証明することについて」賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第52号及び議案第53号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第54号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課

議長。

尾山議長

畜産農政課。

畜産農政課

失礼します。

えびの市畜産農政課で農業振興地域整備計画（農振、青地、白地）を担当しております加藤と申します。よろしくお願ひいたします。

議案の説明をさせていただきますが、その前に農業振興地域整備計画の概要について簡単ではありますが、補足説明させていただきます。

皆様のお手元にあります、左上に「農業振興地域整備計画の概要」と書いてある資料をご覧ください。

(農業振興地域整備計画の概要の説明)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

この議案は、農業振興地域に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の策定や変更する際は農業委員会の意見を聴くものとされているため、今回、農業委員会総会でお諮りするものでございます。

まず、議案第54号別冊1からご説明いたします。

1ページをご覧ください。

こちらは、今回、見直しを行いました農業振興地域整備計画書でマスタープランとも呼ばれるものです。

続いて25ページをお開きください。

えびの市農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料になります。こちらは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき地域の現状を把

握するために農業に関する事項や農業以外の事項についても調査したものに なります。この基礎調査で現状を把握したうえで、1ページから24ページの農業振興地域整備計画書の内容を全体的に見直しいたしました。

議案第54号別冊1の詳細については、議案配布時に事前に配布させていただきますので、省略させていただきます。

続いて、議案第54号別冊2をご説明いたします。

1ページをお開きください。この議案は、農用地利用計画の変更について意見を求めるものです。まず、農用地利用計画とは、優良農地の確保や農業関係の施策を計画的に推進することを目的に農用地区域（青地）を設定し、農用地区域（青地）の農地を明確に示したものです。今回の全体見直しでは、この農用地利用計画で設定されている農用地区域（青地）を農用地区域外（白地）へ除外を検討しており、その内容を1ページに記載しておりますので、ご覧ください。今回の全体見直しでの農用地利用計画変更については、除外のみで大きく4つの変更理由により除外を判断しました。

まず「A山林・原野化により農業上の利用は困難と判断するもの」で90件、261筆、293,505.37㎡を除外するものです。こちらは、農業委員会の利用状況調査で特に農地への復旧が困難と判断された農地を重点に調査し、除外が可能と判断できるものを挙げております。

次に「B農業委員会の非農地決定によるもの」で12件、29筆、27,856㎡を除外するものです。こちらは、平成26年以降に農業委員会総会で非農地として決定した農地で、農振除外がされていなかった農地を今回除外するものです。

次に「C公益性が特に高いと認められる事業に該当するもの」で2件、3筆、4,502.95㎡を除外するものです。この公益性が特に高いと認められる事業については、農業振興地域の整備に関する法律

施行規則第4条の5に規定されており、農用区域（青地）に含まれないとされているため、除外するものです。この2件の内容は、大字大明司の山内地区にあります山内浄水場、もう1件は大字大河平の吉牟田地区にあります携帯電話基地局となります。

最後に「D農用地の小集団化により周辺農用地との一帯利用が困難となるもの」で1件、15筆、9,704㎡を除外するものです。内容としては、湯田西郷地区の産業団地の導入に伴い、周辺が宅地などの農地以外の土地利用が進み、小集団で農地の広がりがない状況となっており、農業振興地域の整備に関する法律において法定農用地に該当しなくなったため除外するものです。

合計がAからDで105件、308筆、335,568.32㎡となります。

2ページをお開きください。2ページから13ページは、今回除外を検討している地番一覧となります。

14ページをお開きください。こちらは、えびの市全体の図面となっております。赤枠の番号が図郭番号を示しており、2ページから13ページの地番一覧の一番右側の図郭番号と一致します。15ページからは図郭番号ごとの農振除外の位置を示した農振図となっております。図面上に書いてある黒枠の番号は案件番号となっております。15ページ以降につきましては、議案配布にて事前にお配りさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

別冊2の案件は全て現地調査により現況を確認し、農地の状況や周辺の状況から農用地としての確保は不要と判断しております。

議案第54号の説明は以上となります。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

尾山議長

ただいま、畜産農政課より説明がありました。これより議案第54号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

杉元委員

議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 農振を除外した農地に関連する水路の修繕等は従来どおり市が対応してくれるのでしょうか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 ただいまのご質問につきましては農林整備課に確認したのち回答させていただきますと思います。

尾山議長 杉元委員よろしいですか。  
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 本人から農振除外の申請がありましたか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 本人からの除外の申出につきましては3件ほどございました。内容につきましては荒廃化している等でございます。周辺への影響、位置関係等精査して今回除外に至っているところでございます。

尾山議長 増田委員よろしいですか。  
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 補足させていただきます。議長より今回編入はないとご説明いただきましたが今回編入がない理由につきましては、編入すべき農用地というのが農振法上定められておりまして、該当する農地は平成24、25年度の全体見直しにおいて、青地になっておりまして、今回はあげていないところでございます。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 ○○地区の上の方、道路を挟んで青地と白地のところがありますが、白地の方はソーラーができ、青地のほうは条件が同じにもかかわらず、隣が農振地であったためにソーラーを設置したくてもできなかった事例があります。

特別管理と個別管理があるとの事ですが、個別管理について、そういう所は青地から白地に個別に申請できるのでしょうか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 農地につきましては、農振法と農地法で制限がかかっています。個人でも農振除外の5要件を満たせば農振除外は可能かと思われませんが、除外農地を含む農地の広がりや除外面積等によっては農地法上でも制限がありますので、農地以外の利用が難しい事があります。

畜産農政課 補足いたします。除外したい農地の条件が個人で違います。今申し上げたとおり5要件の事もありますので事前に相談して頂けるとよいかと思われま。

尾山議長 福迫委員よろしいですか。

(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 福迫委員の質問に関連しまして、個別の相談、申請で農振青地から白地への除外は可能であるとの事ですが、当該農地が農地法上の1種農地に該当する農地であれば、転用の制限がかかります。例えば1種農地には太陽光発電施設を設置することができません。

白地になったとしても、農地法の規定によりすべての農地は1種、

2種、3種に区分されており、それぞれ制限がありますのでご承知おき願いたいと思います。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 今回の見直しについて、周知していたと思いますが、皆さん関心があったと思いますか。いかがですか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 今回の見直しについてはホームページや広報誌等で周知を図ってきました。昨年度説明会も実施しております。出席者は少なかったですが、今回、委員の皆様からご意見をいただくこととなりますので、計画に反映させていただきたいと考えています。

尾山議長 増田委員よろしいですか。

(はいとの返事あり)

尾山議長 農振制度につきましては、委員の皆様に対しても農家さんから聞かれることがあろうかと思えます。今回の議案資料等に良くまとめられていますので、家に戻られてもう一度確認し、利用して頂きたいと思えます。他に質疑はありませんか。栗下委員いかがですか。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 今まで委員が非農地判断したところについても、もれなく反映されていますでしょうか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 畜産農政課。

畜産農政課 別冊2の2ページにあります、「山林原野化により農業上の利用が困難と判断するもの」のところに農業委員会が実施する利用状況調査の結果とあわせて反映させているところです。

尾山議長 栗下委員よろしいですか。(はいとの返事あり)  
他に質疑はありませんか。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 次回の見直しは何年後を考えていますか。

畜産農政課 議長。

尾山議長 稲田委員。

畜産農政課 農振法の規定で概ね5年とされておりまして、市町村間で時期が異なっております。前回は平成25年度に実施して、約10年後に今回全体見直しを行うこととなりますが、理由としまして新燃岳の噴火による農地の影響による調査困難などがありました。

尾山議長 稲田委員よろしいですか。  
(はいとの返事あり)

尾山議長 他に質疑はありませんか。  
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第54号は、お諮りのとおり決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時58分